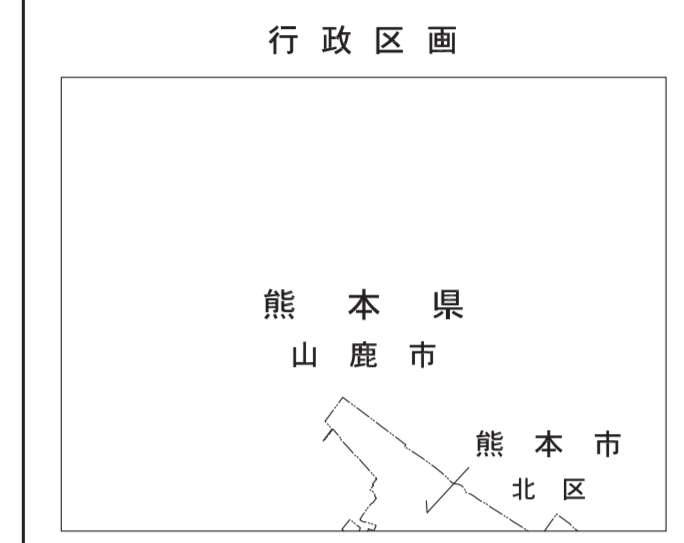


1 宮原



	1 宮原	
	2 正清	3 田底

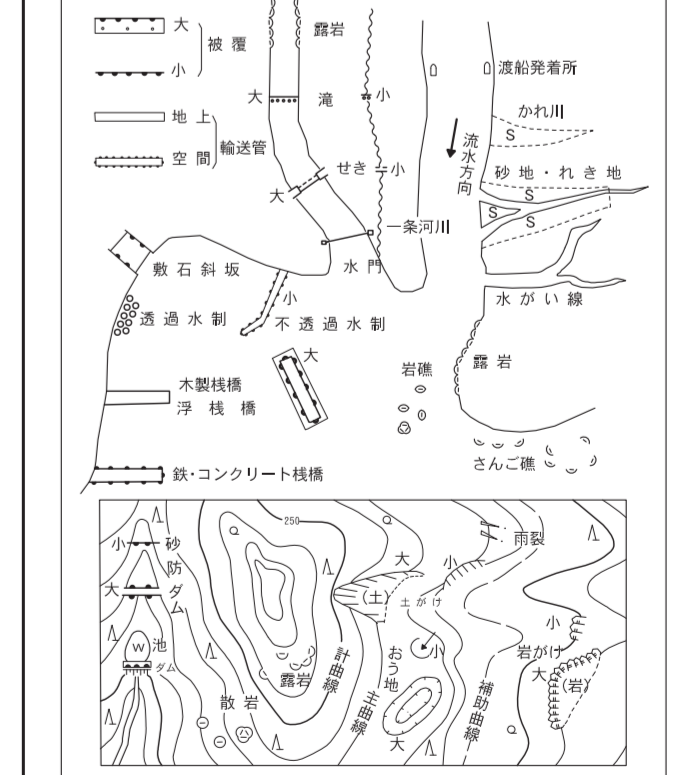


記号

△ 37.2	三角点	○	門
● 25.02	湧出点	□	基礎
● 42.3	湧出点(湧出量不明)	○	基礎
▽ 35.6	湧出点(湧出量不明)	○	基礎
■ 25.73	湧出点(湧出量不明)	○	基礎
● 12.3	湧出点(湧出量不明)	○	基礎
● 15.8	湧出点(湧出量不明)	○	基礎
△ 25.02	湧出点(湧出量不明)	○	基礎

—	普通道路	—	普通鉄道
—	国道	—	特種鉄道
—	従歩道	—	線路中の鉄道
—	歩道・分離帯	—	プラットフォーム
—	道路橋	—	及び附属物
—	渡り橋	—	鉄道橋
—	渡り橋	—	鉄道の管線
—	排水	—	送電線
—	人工排水	—	区域線
—	土壌	—	境界線

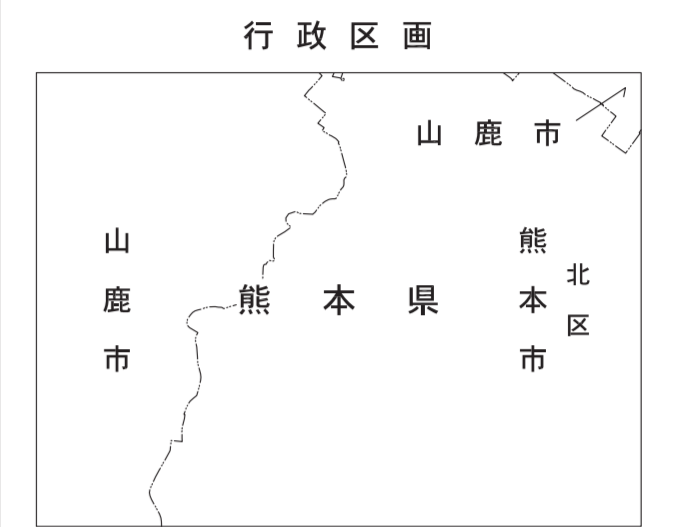
—	部・界	—	部・界
—	比海の高程	—	大・学(計)界
—	部・市	—	部・市



熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第II種縮尺
投影は横メルカトル図法
図面に表示してある座標はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に対応
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル



1	宮原	
2	正清	3 田底
5	6 色出	7 米塚
三十六		



記号

△ 37.2	三角点	▽ 25.02	三角点
● 42.3	三角点	○ 25.02	三角点
▽ 35.6	三角点	○ 25.73	三角点
● 25.73	三角点	○ 12.3	三角点
○ 12.3	三角点	○ 15.8	三角点
○ 15.8	三角点	△ 25.02	三角点

高規格道路	普通道路	支線道路	歩道
道路	歩道	歩道	歩道
歩道	歩道	歩道	歩道
歩道	歩道	歩道	歩道
歩道	歩道	歩道	歩道

公園	公園	公園	公園
公園	公園	公園	公園
公園	公園	公園	公園
公園	公園	公園	公園

河川	河川	河川	河川
河川	河川	河川	河川
河川	河川	河川	河川
河川	河川	河川	河川

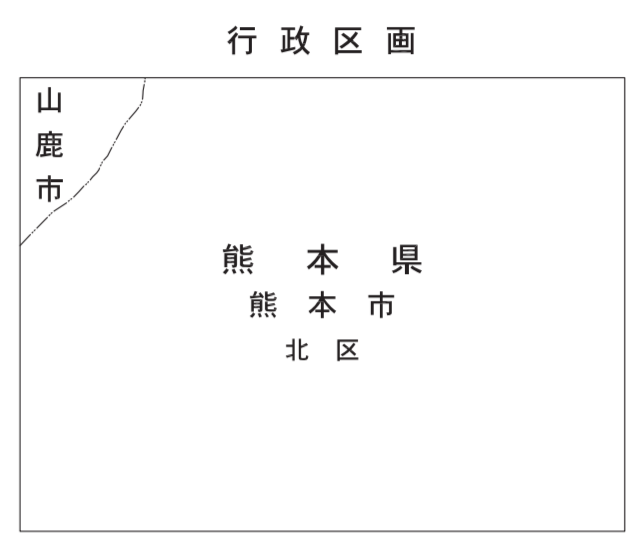
境界	境界	境界	境界
境界	境界	境界	境界
境界	境界	境界	境界
境界	境界	境界	境界

熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定により第II種縮尺
投影はメルカトル図法
図例に表示してある座標値はキロメートル単位
平面直角座標値は世界測地系に对应
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

6 色出



	2	3
	正清	田底
5	6	7
三十六	色出	米塚
9	10	11
内	豊田	平井

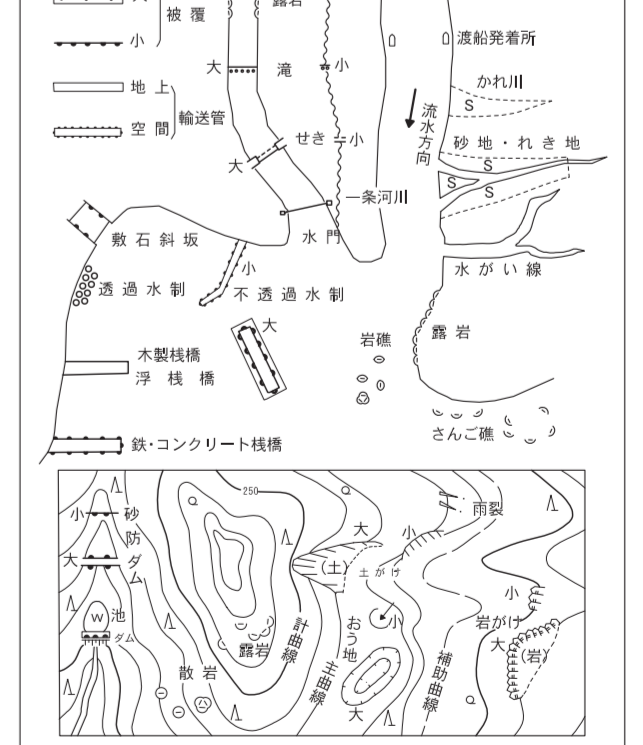


記号

△ 37.2	三角点	△ 25.02	三角点
● 42.3	三角点	○ 35.6	三角点
■ 25.73	三角点	○ 12.3	三角点
○ 15.8	三角点	△ 25.02	三角点

高規格道路	普通道路	踏切	踏切
道路	道路	踏切	踏切
踏切	踏切	踏切	踏切
踏切	踏切	踏切	踏切

市界	市界	市界	市界
市界	市界	市界	市界
市界	市界	市界	市界
市界	市界	市界	市界



熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第II種縮尺
 投影は横メルカトル図法
 図面に表示してある座標は半メートル単位
 平面直角座標は世界測地系に对应
 方位は0.5メートル間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 等高線の間隔は2メートル

平成25年測量
 令和4年修正
 1.令和2年12月撮影
 2.令和4年5月現地調査

1:2,500
 0 50 100 200 300 400 500

この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
 (助産番号) 平24 九公 第135号
 この測量成果は、国土地理院長の助言を受けて得たものである
 (助産番号) 令3 九公 第186号

計画機関 熊本市
 作業機関 株式会社パスコ

6 色出



4 北原	5 三十六色	6 色出
8 駄の原	9 内	10 豊田
13 山本	14 味取	15 亀甲

行政区画

熊本県
熊本市
北区

記号

▲ 37.2	三角点	▲ 37.2	三角点
● 25.02	標高	● 25.02	標高
■ 42.3	境界点	■ 42.3	境界点
▽ 35.6	境界点	▽ 35.6	境界点
■ 25.73	境界点	■ 25.73	境界点
● 12.3	境界点	● 12.3	境界点
● 15.8	境界点	● 15.8	境界点
△ 25.02	境界点	△ 25.02	境界点

▲ 37.2	三角点	▲ 37.2	三角点
● 25.02	標高	● 25.02	標高
■ 42.3	境界点	■ 42.3	境界点
▽ 35.6	境界点	▽ 35.6	境界点
■ 25.73	境界点	■ 25.73	境界点
● 12.3	境界点	● 12.3	境界点
● 15.8	境界点	● 15.8	境界点
△ 25.02	境界点	△ 25.02	境界点

▲ 37.2	三角点	▲ 37.2	三角点
● 25.02	標高	● 25.02	標高
■ 42.3	境界点	■ 42.3	境界点
▽ 35.6	境界点	▽ 35.6	境界点
■ 25.73	境界点	■ 25.73	境界点
● 12.3	境界点	● 12.3	境界点
● 15.8	境界点	● 15.8	境界点
△ 25.02	境界点	△ 25.02	境界点

▲ 37.2	三角点	▲ 37.2	三角点
● 25.02	標高	● 25.02	標高
■ 42.3	境界点	■ 42.3	境界点
▽ 35.6	境界点	▽ 35.6	境界点
■ 25.73	境界点	■ 25.73	境界点
● 12.3	境界点	● 12.3	境界点
● 15.8	境界点	● 15.8	境界点
△ 25.02	境界点	△ 25.02	境界点

熊本市は平成14年国土交通省告示第9号の規定
による第1種縮尺
投影はメルカトル法
図面に表示してある距離は1:2,500単位
平面直角座標は世界測地系に
対応し0.5メートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

